

平成18年5月

環境省  
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長殿

PETボトル再商品化事業者協議会  
幹事代表 鹿子木公春

## 容器包装リサイクル法の改定に関する要望書

容器包装リサイクル法（以下容リ法という）が今国会で審議されるにあたり、再商品化事業者の集まりであるPETボトル再商品化事業者協議会として、「容器包装リサイクルシステムの維持・向上に向けた要望書」を提出いたしますので、何卒PETボトル再商品化事業者の窮状をご賢察下さり、法案提出並びに省令発令にご配慮下さるようお願いいたします。

- 添付資料
- 1 容器包装リサイクルシステムの維持・向上に向けた要望書（参考資料A、B含む）
  - 2 PETボトル再商品化事業者協議会の概要

なお本要望書は関係官庁（経済産業省、財務省、農水省）ならびに日本容器包装リサイクル協会、PETボトルリサイクル推進協議会にも提出しておりますことを、申し添えます。

以上

平成 18 年 5 月吉日

環境省

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長殿

P E T ボトル再商品化事業者協議会

## < 容器包装リサイクルシステムの維持・向上に向けた要望書 >

私たちは容器包装リサイクル法（以下容リ法）の立上げに伴いわが国の使用済み P E T ボトルリサイクルシステムの構築に尽力してきた P E T ボトル再商品化事業者 4 0 社で結成された協議会です。2 1 世紀の新しい循環型社会構築の一翼を担うべく容リ法の施行に伴い P E T ボトルのリサイクル事業を最前線で推進して参りました。

しかし非常に残念なことにわが国の P E T ボトルリサイクルシステムは様々な問題が顕在化し、私たち再商品化事業者を取り巻く環境は年を追うごとに厳しさを増し事業者の中には経営破綻をきたすところが出始めております。また、これまで本システムを支えて頂いた再生品利用事業者の皆さんにおかれても供給不安や再生品価格の高騰という大きな犠牲を払わざるを得ない状況に至っており、これまで世界に誇れると思っていた P E T ボトルの容器包装リサイクルシステムが崩壊する状況に突入してしまいました。

こうした状況に陥った大きな原因は、容リ法に基づき分別収集された一般廃棄物の使用済み P E T ボトルが、自治体の指定法人ルート離脱により独自ルートへ変更され、「有償取引」という名の下で「安全・安心」を犠牲にするだけでなくその行く方が不透明なまま、その多くが不適正な海外流出に繋がっていると考えられるからです。ご承知のように平成 1 8 年度の指定法人ルートの分別収集計画量は大幅に減少し 1 4 4 千トン（対前年 2 0 % 減）と 5 年前のレベルまで逆戻りしました。（参考資料 A-1）その結果、原料不足に陥り、従来「処理委託」であった一般廃棄物の使用済み P E T ボトルが、再生処理工場を稼働させるために過激な原料争奪競争をした結果、実力がともなわないまま「マイナス入札価格（ゴミの有償買取）」での取引を余儀なくされるに至ったことが再商品化事業者の経営危機と再生品利用事業者への費用転嫁という悪循環に陥ったことに繋がっています。

私たち再商品化事業者は政府関係省庁・P E T ボトルリサイクル関係団体・指定法人等のご指導の元、「適正処理による安全・安心と品質の確保」に努めるとともに国内循環システムを築いて参りました。しかしこの状態が続くとこれまで培ってきたわが国の循環型社会システムとインフラは崩壊してしまい取り返しのつかないことになるという大きな危機感をもって「P E T ボトル再商品化事業者協議会」を発足させるとともに、当協議会として将来に向けての改善策を早期に打ち出していただきたく、以下について協議会として強く要望するものです。

## < 要 望 >

### 要望(1) 自治体で分別収集される容器法対象廃棄物については、安全・安心で持続可能な国内循環システムである「指定法人ルート」への一元化を

#### < 状況認識 >

家庭で排出される使用済み PET ボトルは「一般廃棄物」であり、収集される PET ボトルの中には、危険で不衛生なものや残渣が必ず伴っております。(参考資料 A-2)

それだけに「指定法人ルート」では、容器法に基づき環境保全対策実施状況の管理・再生品の利用実績の把握・残渣処理のトレース・品質のチェック等々の管理システムで安全・安心で持続可能なシステムが担保されてきました。(参考資料 A-3)

しかしながら、税金で収集された使用済み PET ボトルの多くが「独自ルート」として処理される現状の中で、その「独自ルート」が「安全・安心で持続可能なシステム」であるかどうかについては長い間おろそかにされたまま、海外流出を助長していることに有効な手が打てない状況が見受けられます。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の改正が国において真剣に議論されていることは承知しておりますが、是非とも「円滑な再商品化に向けた国の方針の明確化」の中で、下記要望について明確に見える形にして一刻も早く自治体に対し打ち出して頂くようお願い致します。

#### < 具体的な要望 >

自治体で分別収集された分別基準適合物は原則として「指定法人ルート」で一元的に再商品化処理を行うものとする。

もし「独自ルート」が必要だとすればその管理レベルは「指定法人ルート」と同等の基準とすること。具体的には

(1)、分別収集された、使用済み PET ボトルのトレーサビリティの確立と情報開示の義務化をお願いしたい。

「容器法」で収集された使用済み PET ボトルは、たとえ「有償」であっても容器法上の「分別基準適合物」であり、再商品化されることにより「製品の原材料」として使用可能な商品になると認識しております。この認識に立ち容器法を適正運営するため、「独自ルート」といえども「分別」「洗浄」「破碎」「残渣処理」「廃水処理」といった再商品化工程が騒音規制法・振動規制法・大気汚染防止法・水質汚濁防止法・悪臭防止法等とそれらに基づき都道府県が定めた各種条例を遵守した形で行われるよう、指定法人が定めた基準と同等の管理・トレース・手続き・情報開示を自治体に義務付けることで安全・安心な資源循環システムが確保できるようにして頂きたい。

(2)、不適正な輸出を防止するために、「水際での厳正なチェック」を税関に徹底して頂くと同時に「処理業者が使用済み PET ボトルを適切に再商品化できる」ことの確認を自治体に義務付けて頂きたい。

海外流出する使用済み PET ボトルの中には「ペール状のもの」や「残渣の付着するフレーク」が含まれ、バーゼル条約に抵触する可能性を否定できないのが現状です。(参考資料 B)

不適正な輸出を防止するための基準としては、現在運用されている「指定法人ルートでの再商品化基準」を適用し、輸出する場合にもこの基準を遵守するシステムを構築して頂きたい。

## 要望(2) 主体間連携の強化を図るべく PET ボトルリサイクルにマッチした「インセンティブの働く仕組み(事業者による資金拠出制度)」の構築を

### <状況認識>

自治体で分別収集された使用済み PET ボトルにおいては、その量の伸び悩みと分別基準適合物の品質についてまだまだ課題が残っているのが実態です。(参考資料 A-4) また、同じ容器の缶(アルミ、スチール)に比較し使用済み PET ボトルの再商品化には分別基準適合物の品質が非常に重要であり市民や自治体関係者の協力が必須となります。(参考資料 A-5)

今回の容り法の改正見直しでは「国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の連携」を更に進めていくとともに「質の高い分別収集・再商品化の推進」を目指しています。その施策の一つとして、「事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設」を打ち出しておられます。

しかしながら、使用済み PET ボトルリサイクルについては、多くの関係者や再商品化事業者の努力と PET 樹脂不足に起因した再生品価格の高騰により特定事業者負担の「再商品化費用」が大幅に削減されてきました。特に、最近では国内の原料不足状態により、国内の過剰能力となった再商品化事業者の過激な競争入札を強いられる結果となり、その「再商品化費用」が実力以上に激減、ゼロに近い状態に追い込まれているのが現状です。(参考資料 A-6)

このように「再商品化費用」がゼロに近い状態になっている場合(2006年度は異常なまでの競争入札の結果、落札結果は大幅なマイナスになった。)では費用拠出ができなくなり、目指す「質の高い分別収集・再商品化の推進」のためのインセンティブは働きません。PET ボトルリサイクルに対しては今回の制度「事業者が市町村に資金を拠出する仕組み」は全く機能しないことを認識して頂きたいということです。そのため以下について強く要望致します。

### <具体的な要望>

「回収量の拡大」と「リサイクルの質的向上」を目指すとともに市民や自治体にとって「努力が報われるシステム」とするために、現在の PET ボトルリサイクルのように「再商品化費用」がゼロに近い場合にマッチした「事業者による資金拠出制度」の工夫を行い、インセンティブが実質的に働く仕組みを早期に構築して頂きたい。

PET ボトルリサイクルの場合の拠出金のレベルについては、上記の目的に加え、自治体の指定法人ルート離脱防止が可能と考えられる金額レベルとし、特定事業者の皆さんの拠出金と再商品化事業者の拠出金(マイナス入札の場合)を財源として運用するよう

にして頂きたい。

拠出金額の自治体への配分については「指定法人ルート」の自治体に限定するとともに自治体への配分については、上記財源をベースに分別収集品の品質と量に応じて配分する方法等を検討願いたい。

### 要望(3) 上記要望(1) (2)の2007年度完全実施と再商品化事業者に意見具申の場を

#### <状況認識と具体的な要望>

今回の容り法改正とその具体的な施策が見える形になるまでには時間がかかる可能性があります。私達PETボトル再商品化事業者にとっては経営的基盤が危うくなっており残された時間はありません。従い、**なんとか2007年度の前倒し完全実施を強く要望いたします。**

また、国の政策決定の場には「法律上の義務者や識者」で構成されていますが、「当事者の再商品化事業者」が参画できていないため、「問題提起やチェックシステム」が働かず、再商品化事業者から見れば、不公平なシステムとなっています。それぞれの主体（消費者、自治体、特定事業者、再商品化事業者等）が互いに刺激しあって、結果として社会システムが改善の方向に行くような仕掛けが必要です。少なくとも公平なバランスとなるようなシステム構築をお願いしたいと存じます。具体的には、政策・施策の議論決定にあたっては、**再商品化事業者の意見も反映されるような仕組みを構築して頂くよう**お願い致します。

尚、その実施が仮に2007年度実施に向け困難であれば、少なくとも下記の要望項目については、前倒しし今年度での実施を是非ともお願いします。

#### <今年度実施が必須なこと>

特定事業者からの徴収資金と再商品化事業者の有償入札による徴収資金等の活用により自治体が2007年度において指定法人ルート復帰・離脱防止対策の早期実施（特に自治体への情報発信を出来るだけ早く）を

2007年度収集計画の指定法人予備調査結果を公表実施（2006年7月末）するとともにそれに合わせ環境省は独自ルートのトレーサビリティ等を含めた調査実施を自治体に対し行いその結果の公表を同時期に実施し社会へのアピールを

年度内の「離脱自治体の指定法人ルート復帰」（受け皿の準備）に許可を

以上